

加東市小中一貫教育研究会
中間報告書

平成27年8月

目 次

1	はじめに	1
2	加東市における小中一貫教育の基本的な考え方	2
	(1) 現状と課題	2
	(2) これまでの取組	3
	(3) 加東市における小中一貫教育導入の目的	4
	(4) 取組の視点と目指す成果	4
3	今後の取組	7
	(1) 報告（取組の方向性）	7
	(2) 提言（取組の際の留意事項）	7
	(3) 今後の予定	9
4	参考資料	10
	(1) 加東市小中一貫教育研究会委員等名簿	10
	(2) 加東市小中一貫教育研究会経過	11
	(3) その他	12

1 はじめに

平成26年12月、加東市公共施設適正配置計画（案）において、加東市に小中一貫教育校を新設し、義務教育9年間を通して自立した子どもを育む小中一貫教育を推進するという案が示されました。

加東市教育委員会では、これまで住民説明会や保護者説明会を通して、小中一貫教育の推進に対する、市民の理解を深める取組を進めてきました。市民の中には、小中一貫教育推進への不安を抱く方もおられることから、取組の方向性や推進上の課題とその解決方策について、具体的に検討することが決定されました。

そのため、学校、保護者、地域とそれぞれ関係者を構成員とした「加東市小中一貫教育研究会」（以下「研究会」と称する。）を立ち上げることとなり、私たちが委員として任を受けました。研究会では、平成27年6月の第1回会合にはじまり、先進地の小中一貫校への視察結果を踏まえ、これまで計4回の会議を通して、取組の方向性等を研究・検討してきました。

本中間報告書は、これまでの会議での議論をもとに論点を整理し、加東市における小中一貫教育の基本的な考え方とその方向性や留意事項について、提言として中間的にまとめたものです。

研究会としては、小中一貫教育の円滑な推進にあたり、提言にかかる留意事項について引き続き検討を行い、来年2月を目途に最終報告をまとめる予定です。

平成27年8月

加東市小中一貫教育研究会

委員長 浅野良一

2 加東市における小中一貫教育の基本的な考え方

(1) 現状と課題

① 確かな学力を支える学びの質の向上

現行学習指導要領では、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、授業時間数の増加等教育内容の質的・量的な充実が図られた。その対応として、各学校では特色ある教育活動を展開し、分かりやすい授業づくりやきめ細かな指導等の充実を図ってきた。

一方、少子化による学校規模の差が広がる中、小規模校同士や小規模校と大規模校との学習交流等、小学校間連携を進めてきた。しかしながら、単学級かつ少人数学級の拡大により、認め合い、支え合いながら切磋琢磨する日常的な集団学習活動が困難となっている学校も少なくない。

さらに、学級担任制と教科担任制等、小・中学校間の教授法の違いに、児童生徒が十分に適応できず、教員が児童生徒個々の能力を十分に引き出せていない状況も見られる。

② 自尊感情・忍耐力等の向上

幼少時からの群れ遊び等の子ども同士の関わり合いの中で、他者を好意的に受け止めたり、他者との絆や社会とのつながりを感じ取ったりする機会が減り、「友だちに認められている」「やればできる」、さらに「人の役に立った」「人から感謝された」という自己有用感に基づく自尊感情を育む環境が減少していることが考えられる。

一方、社会全体として技術開発が進み、生活が大変便利になったことで、子どもたちが生活上の困難を克服する体験が少なくなり、日常生活を通して忍耐力を培う機会が減少している。

さらに、本市においては、地域社会での子どもの減少や核家族化が進むとともに、クラス替えのない単学級学年が増加していることで、人間関係調整力も身につけにくい状況にある。

③ 運動の習慣化

「全国体力・運動能力調査」(文部科学省)の結果からは、運動能力と運動習慣の相関が高いことや運動習慣の二極化が指摘されている。

背景として、不審者事案の増加による遊び場の制限やインターネット、デジタルゲーム機等「遊び方」の変化により、幼少期から外遊びが減少していることが考えられる。

日常から子どもたちが多様な遊びや運動に触れる機会を通して、運動の楽しさや喜びを感じる機会の減少は全国的に見られ、本市においても例外ではない。

(2) これまでの取組

小学校教員と中学校教員の合同の研修会や授業研究会の開催、中学校教員経験者による小学校での専門性の高い授業の実施、さらに、管理職を含めた教員の小中学校間での人事交流等、小中連携のための様々な取組を推進してきた。

① 確かな学力を身につけさせるため、興味関心を高める授業づくりや分かりやすい授業づくりに向けた多様な学習活動や学習形態を実施している。

- ・少人数授業・同室複数指導等の授業形態の工夫
- ・ICT機器の活用による視聴覚情報の充実
- ・一部小学校での教科担任制の実施
- ・基礎基本の定着のための学習タイムの導入
- ・個々の興味関心に応じた発展学習の工夫 等

② 児童生徒の生活経験を豊かにし、体験を通じた学びや感動を味わうため、発達段階に即した体験活動の内容充実を図っている。

- ・自然体験活動
 - ・社会、地域体験活動
- ・環境体験学習 ・自然学校 ・青少年芸術体験 ・トライやる・ウィーク
 - ・福祉体験学習 ・国際交流学習 等

③ 運動の喜びの体感や目標達成に向けて努力する態度の育成、目標達成時の成就感を高めるため、各種の大会等を継続的に実施している。

- ・水泳交歓会
- ・スキー教室
- ・新人戦・総合体育大会
- ・運動部活動外部指導者派遣 等

(3) 加東市における小中一貫教育導入の目的

義務教育 9 年間の一貫した指導

各教科をはじめ、運動会や体育祭などの学校行事、道徳等の教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、義務教育 9 年間を通して自立した子どもを育む。

【目指す子ども像】

- | | | |
|---------|------------|---------|
| ○自ら学ぶ子 | ○自他を大切にする子 | ○ねばり強い子 |
| ○個性豊かな子 | ○自分を活かす子 | ○たくましい子 |

(4) 取組の視点と目指す成果

① 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

小中学校教員の相互乗り入れ授業や複数指導により、教員それぞれの持ち味を共有し、9年間の系統性を重視した教科カリキュラムによる授業を実施する。

また、小学校での教科担任制のさらなる充実を図るとともに、協同的な学習による主体的な学びや少人数学習や個別指導による基礎基本の習得、グループや学級全体よる思考力・表現力等を高める学習等、発達段階に即した効果的な授業形態を展開する。

さらに、小中学校教員が共同で作成する「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭学習の習慣化にむけ小学校低学年から9年間を通した継続的な取組を行う。

- ・ 9年間の系統性を重視した教科カリキュラムの実施
- ・ 小学校での教科担任制の充実や協同学習、少人数学習、グループ学習など効果的な授業形態の展開
- ・ 家庭学習の習慣化にむけた小学校低学年から継続的な取組の実施

② 自尊感情・思いやりの心の醸成

児童生徒の日常的な交流により、小学生は中学生を成長のモデルとしての「憧れの存在」として身近に感じ、中学生に小学生の「より良き見本でありたい」、「慕わりたい」という自然な感情を抱かせる。

4・3・2制の指導区分の導入を理想とし、発達段階に、より即した節目のある教育活動を展開しつつ、児童会活動と生徒会活動を一体化した自治的な活動を通して、集団への所属欲求や承認・自尊の欲求を満たす。

その上で、特に異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施を通して、他者との関係の中で「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」など、自己に対する肯定的な評価を得る体験を積み重ね、自己有用感を獲得させることで自尊感情や思いやりの心を育成する。

さらに、道徳の時間で地域教材の活用を図るとともに、地域の行事や活動と学校の取組を関連付けるなど、家庭や地域での道徳的実践につなげていく。

- ・発達段階に即した系統性のある体験活動の実施
- ・異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施の実施
〔入学式、学校給食、ペア学年活動、合同運動会 等〕
- ・家庭や地域と連携した道徳教育の充実

③ 心身の健康増進・個性の伸長

日常的に小中学校教員が児童生徒を見守り支え、情報を共有することで9年間一貫した生徒指導が可能となる。一貫教育の新たな指導体制により、生徒指導上の問題の未然防止と早期対応を目指す。

地域人材等を活用して、発達段階に応じた系統的な学校行事を実施し、児童生徒一人ひとりの個性や能力を活かす場を意図的に設定する。

日常的な異学年交流や縦割り班活動による体育的行事を計画的に実施し、運動の習慣化を図り、体力・運動能力の向上を目指す。

学校給食を活用した交流等の体験活動を積極的に実施し、家庭や地域と連携した食育を推進することで、自らの健康の保持増進を図るとともに、「地産地消」の学校給食をさらに進め、地域の産業や自然に関心を持たせ、地域の食文化への理解を深める。

- ・小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実
- ・発達段階に応じた系統的な学校行事の実施
〔1/2 成人式(4年生)、小学校卒業式(6年生)、進級式(7年生)等〕
- ・地域食材を活用した地域住民や高校等の連携による食育の推進

④ グローバル人材の育成

中学校外国語教員、A L T（外国人英語指導助手）との協働的な授業づくりにより、小学校から発達段階に応じた英語教育を充実させ、義務教育修了時には簡単な英会話ができる程度の語学力を身につけさせる。

各教科の学習において I C T 機器を活用したプレゼンテーション等を取り入れた

授業の実施を通して、コミュニケーション能力を育成する。

外国人留学生等との交流学习を設定する等、異文化に直接触れる機会の充実を図り、異文化に対する理解を深める。

- ・ 小学校からの英語教育や外国人留学生との交流等による国際理解教育の推進
- ・ 市独自の英語レスンブックを活用した授業や英語ライセンス検定の実施など、「かとう英語ライセンス制度」の効果的な運用
- ・ ICT機器を活用したプレゼンテーション活動の充実

⑤ 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

職業調べや就業体験等、系統性のある進路学習や体験活動を通して、職業観、勤労観を培うとともに、発達段階に即し将来を見据えた進路指導を充実させる。

地域人材や教育資産を活用し郷土の歴史や文化等に触れる「ふるさと学習」の実施を通して、伝統や文化を尊重し郷土への愛着を深め、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する態度を育成する。

さらに、児童生徒が社会とのつながりの中で自分自身を見つめ、自らの生き方や役割を考えることができるよう、家庭や地域と連携した9年間の系統的なキャリア教育を推進するとともに、防災教育、福祉教育、環境教育との関連を図る。

- ・ 体験活動を通して職業観、勤労観を培う進路指導の充実
- ・ 地域人材や地域資産を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施
- ・ 家庭や地域との連携した系統的なキャリア教育の推進

3 今後の取組

(1) 報告（取組の方向性）

① 小中一貫教育の推進

本研究会では、小中一貫教育先進校の取組成果の研究や視察の結果等を踏まえ、前記「2 加東市における小中一貫教育の基本的な考え方」について検討を行った。

その結果、加東市の児童生徒の現状と課題を踏まえ、課題解決にむけたこれまでの取組をより一層進めるとともに、新たな教育活動に取り組んでいくため、小中一貫校を開校し、小中一貫教育を推進すべきとの結論に達した。

② 小中一貫教育推進にあたって

小中一貫教育先進校の中には、十分な成果をあげていない例も報告されている。そのため、本市の児童生徒にとって、より有効な教育環境の提供を目的とする本市の小中一貫教育の推進にあたっては、下記の事項への適切な取組が不可欠である。

- ア 児童生徒の教育を直接的に担う教職員の意欲と資質能力の向上
- イ 保護者や地域住民との連携の一層の強化
- ウ 小中一貫校の開校により生じる児童生徒の負担の軽減
- エ 教職員の過度な負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の保障
- オ 小中一貫校の取組成果の評価と検証

(2) 提言（取組の際の留意事項）

① 児童生徒の教育を直接的に担う教職員の意欲及び資質能力の向上

小中一貫教育の円滑かつ効果的な推進のためには、教育活動の直接的な担い手である教職員一人ひとりが、その理念や目指す成果をしっかりと理解し、すべての教職員が協働して取り組まなければならない。

特に、小学校教員と中学校教員が日常的に交流し、意思の疎通と共通理解の上、協働できる職場環境をつくるため、小中一貫校は少なくとも「施設併設型」とし、教職員が執務を行う職員室を一つの部屋にすることが可能となる「施設一体型」の小中一貫校を整備することが理想である。

- ・ 計画的、継続的な教職員研修の実施

- ・小中一貫教育カリキュラムの早期作成と試行期間の確保
- ・個々の教職員の特性を生かした小中一貫校への適切な人事配置

② 保護者や地域住民との連携の一層の強化

学校における教育活動が大きな成果を上げるためには、学校と地域との連携・協力関係を深めることが不可欠である。児童生徒の幅広い学びと地域の教育力の活性化につなげるよう、保護者や地域住民が積極的に教育活動に参加し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進しなければならない。

- ・地域の人材や資産を活用したふるさと学習「かとう学(仮称)」の実施
- ・保護者や地域住民を巻き込んだ学校行事の積極的な実施
- ・保護者や地域住民が学校運営に積極的にかかわる場として、「学校運営懇話会(仮称)」等の設置

③ 小中一貫校の開校により生じる児童生徒の負担の軽減

校舎や施設の分離による学習場所の移動時間や、過度な遠距離通学による通学時間の増加等、児童生徒にとっての負担が増えることは避けなければならない。また、特に低学年児童等の実態に即した廊下や階段等の規格、安全な遊びや運動の場所の確保など、施設等の設計において児童生徒の発達段階への配慮も必要である。さらに、児童生徒が小中一貫校での学校生活を円滑にスタートできるよう、開校の準備段階から統合する小学校間や小中学校間の交流活動を計画的に実施していくべきである。

- ・通学距離を考慮した小中一貫校の建設場所と円滑な通学方法の検討
- ・発達段階に配慮した施設規格や教室配置にあわせ、教室移動の負担軽減と異学年交流が容易となる校舎の設計
- ・小中一貫校の開校までに児童生徒の交流活動の計画的な実施

④ 教職員の過度な負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の保障

近年、教職員の時間的・精神的負担が増大する中、小中一貫教育の実施のための新たなカリキュラムの作成や学校行事等の精選・統合・見直しの作業などが必要となる。小中一貫校開校の準備期間や設立当初の過度な負担を軽減する措置を的確に講じるとともに、職員室の一体化やミーティングルームやワークルームの設置等、小中学校教員が日常的に交流できる職場の施設環境を整備し、教職員の本来用務である児童生徒と向き合う時間を保障する必要がある。

- ・小中一貫校開校にあたっての教育委員会のイニシアティブの発揮
- ・小中一貫校開校に伴う定数外教職員の確保と配置
- ・教職員の円滑な職務遂行のための職場の施設環境の整備

⑤ 小中一貫校の取組成果の評価と検証

新たに開校する小中一貫校では、確かな学力や主体的に学ぶ態度の育成、自尊心や思いやりの心の醸成など、加東市が目指す小中一貫教育の取組について、評価ポイントを明確にした的確な評価と検証を行い、成果が表れていない項目に関する具体的な対応策を早急に実施できる体制を整備する。

- ・児童生徒による学校生活の満足度調査の実施
- ・保護者や地域住民による学校関係者評価の充実と外部委員による第三者評価等の実施
- ・「学校運営懇話会（仮称）」等における評価結果への対応策の協議

(3) 今後の予定

本研究会としては、小中一貫教育の円滑な推進にあたり、上記の提言（取組の際の留意事項）にかかる具体的方策等について引き続き検討を行うこととする。

市教育委員会においては、小中一貫校の開校にむけ、引き続き保護者等の理解を深める取組を進めるとともに、社、滝野、東条の各地域独自の課題も十分に予想されるため、「地域推進協議会（仮称）」等の検討組織を立ち上げ、地域の実態により即した小中一貫校となるよう努めていただきたい。

なお、検討組織の構成員としては、本研究会のメンバーに加え、各学校の保護者や未就学児の保護者、学校評議員、各地域関係団体等の代表者を構成員とすることが適当である。また、具体的な検討を行うためには、小中一貫校の建設計画の明確化が不可欠であり、各地域ごとの開校時期や開校場所についてできるだけ早期に決定されることを望む。

4 参考資料

(1) 加東市小中一貫教育研究会委員等名簿

(敬称略)

<委員>

学識経験者	浅野 良一	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 教授	委員長
	大野 裕己	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 准教授	
学校関係者	土肥 貴雄	米田小学校 校長	
	尾崎 高弘	滝野中学校 校長	
	木村 裕司	社小学校 教諭	
	小林 美穂	滝野東小学校 主幹教諭	
	上月 浩忠	東条中学校 教諭	
保護者代表	岸本 吉博	連合PTA副会長	
	黒崎 泰則	連合PTA会長	
	眞海 秀成	連合PTA副会長	
地域代表	佐々木 正利	社地区代表区長 (ひろのが丘区長)	副委員長
	小林 喜代治	滝野南地区代表区長 (河高区長)	
	石田 和伸	東条西地区代表区長 (新定区長)	

<オブザーバー>

教育委員会	大島 巧男	教育委員長
	藤本 洋二	教育委員長職務代行者
	神崎 芳美	教育委員
	浅川 るり	教育委員
	藤本 謙造	教育長

(2) 加東市小中一貫教育研究会経過

	日時・場所	協議内容等	資料
第1回	H27.6.10(水) 15:30～ 加東市役所 201会議室	(1) 小中一貫教育研究会報告(案)について (2) 加東市の小中一貫教育について～これまでの取り組み～ (3) 保護者アンケートの結果について (4) 現状分析について～アンケート結果より～ (5) 今後の研究内容について (6) その他	①研究会委員名簿 ②加東市小中一貫教育研究会設置要綱 ③小中一貫教育に関するこれまでの経緯 ④小中一貫教育の推進について ⑤これからの加東市の学校教育のあり方(小中一貫教育)に関するアンケート結果 ⑥小中一貫教育研究会 研究報告書骨子
第2回	H27.7.2(木) ① 8:00～ 先進地視察(堺市) ②15:00～ 加東市役所 201会議室	(1) 視察結果について (2) 中間報告作成について (3) その他	①小中一貫教育研究会 研究報告書骨子 ②高松第一学園小中一貫教育概要 ③平成27年度加東市連合PTA研修会アンケート結果
第3回	H27.7.31(金) 14:00～ レポートやしろ 研修室	(1) 中間報告書の内容について(基本的な考え方、報告、提言) (2) その他	①小中一貫教育に関する課題 ②加東市小中一貫教育研究会中間報告書(案) ③加東市のめざす小中一貫教育 ④小中一貫教育研究会進行表
第4回	H27.8.21(金) 17:30～ 社福祉センター レクリエーション室	(1) 中間報告書(案)について (2) その他	①加東市小中一貫教育研究会中間報告書(案) ②小中一貫教育に係るアンケート結果(教職員) ③加東市のめざす小中一貫教育

(3) その他

加東市小中一貫教育研究会設置要綱

(設置)

第1条 加東市の小中一貫教育について、学校、保護者及び地域の意見を取り入れながら、その課題を整理し取り組むべき具体的な方策を研究・検討するため、加東市小中一貫教育研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、加東市における小中一貫教育について、調査及び研究・検討を行う。

(組織)

第3条 研究会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校関係者
- (3) 小学生及び中学生の保護者代表
- (4) 地域代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 教育委員は、オブザーバーとして研究会に参画する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 研究会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総括し、研究会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 研究会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、教育委員会教育総務課小中一貫教育準備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。